

	内容	対象者
①訪問理容サービス	在宅で理容サービスを行う。 ・利用料金：理容代金実費負担 ・委託料：1,050円（益田地域） 2,090円（美都・匹見地域） ※交通費相当 ※1月当たり1回を限度とする	市内に住所のある65歳以上の身体虚弱、寝たきり 又は認知症等のため、外出が困難な者。
②軽度生活援助サービス	介護保険における訪問介護サービスの該当にならない下記のサービスを行う。 1 庭・庭木等家の周りの手入れ 2 家屋の軽微な修繕、電気機器の軽微な修繕等 3 除雪 4 家財道具の移動 5 台風等自然災害への防備 6 その他生活支援に資する軽易な日常生活上の援助 ・利用料金 1時間 130円 ・委託料 1時間 1,170円 ※年4回以内で1回当たり4時間を限度とする ※作業内容は、生活動線上の軽度な作業。現場確認をして、サービスに該当しないこともある。	市内に住所を有する65歳以上かつ要支援以上の認定のある者で、（居住常態の）世帯全員の市民税が非課税である者。 <u>（4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく）</u> <例> ①草刈りと草ぬきと剪定を実施した時間が、「草刈り2時間」「草ぬき4時間」「剪定2時間」かった場合、合計3回の利用となる。 ②草取りを実施した時間が、5月1日に3時間、5月2日に1時間かった場合、合計2回の利用となる。

	内容	対象者
③寝具類洗濯乾燥消毒サービス	寝具類洗濯乾燥消毒サービスを行う	
	・利用料金 1枚当たり	
	1 掛け布団 500円	
	2 敷き布団 500円	
	3 掛け布団化繊 300円	
	4 敷き布団化繊・肌布団化繊 300円	
	5 毛布シングル 200円	
	6 毛布ダブル 200円	
	7 シーツ袋状 50円	
	8 こたつ上掛け 300円	
	9 こたつ敷き 300円	
	10 こたつ布団 300円	
	・委託料 1枚あたり 450円～4500円	
	※年2回を限度とする。 (季節に応じた寝具の利用が適当である) (一度に同じ種類の寝具類を2枚利用することはできない。)	
	・実施時期は6月・9月・12月・3月	
		市内に住所を有する65歳以上の、独居世帯又は高齢者世帯に属する身体虚弱、寝たきり若しくは障がい等により寝具類の衛生管理が困難な者で、(居住常態の)世帯全員の市民税が非課税である者。 <u>(4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく)</u>

内容

対象者

④ 通所託老サービス

介護保険の居宅サービス費の利用枠を超える場合、必要に応じて通所サービスを利用することができる。

	利用者負担		市の委託料
	利用料金 1回	食事代	
要介護1	2,370円	施設が定めた 料金	5,560円
要介護2	2,790円		6,510円
要介護3	3,210円		7,510円
要介護4	3,630円		8,490円
要介護5	4,050円		9,470円

市内に住所を有する要介護認定のある者。かつ介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えた者のうち、さらに通所介護サービスが必要と認める者で、
（居住常態の）世帯全員の市民税が非課税である者。
（4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく）

⑤ 入所託老サービス

介護保険の居宅サービス費の利用枠を超えた場合、必要に応じて短期入所施設への入所ができる

	利用者負担		市の委託料
	利用料金 1日	食事代居住費	
要支援1	1,350円	施設が定めた 料金	3,160円
要支援2	1,680円		3,930円
要介護1	1,800円		4,230円
要介護2	2,010円		4,710円
要介護3	2,230円		5,220円
要介護4	2,440円		5,710円
要介護5	2,650円		6,190円

市内に住所を有する要支援以上の者、及び認定のない者で市長が特に認める者（注1）、かつ介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えた者のうち、さらに短期入所サービスが必要と認める者で、（居住常態の）世帯全員の市民税が非課税である者。
（4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく）

（注1）要介護認定申請中であり、審査会の結果がまだ出ていない場合などである。

[入所託老サービスの利用する状況の例]

- ・介護者が疾病又は出張の時
- ・居宅の住宅を要介護者又は要支援者向けに改造する時 など

※ひと月あたり7日を限度。
（繰り返し何ヶ月も利用できるものではない。）

R7事業者別一覧表（案）※締結事業内容

	法人名	法人住所	施設名	地域支援事業			高齢者支援事業		総計
				配食	認知症 緊急訪問	はつらつ介護 ふれあい支援	通所 託老	入所 託老	
1	(福) 梅寿会	益田市高津四丁目 6 番 4 0 号	万葉苑		○		○	○	3
2	(福) 梅寿会	益田市高津四丁目 6 番 4 0 号	ますだハイツ	○					1
3	(福) 梅寿会	益田市高津四丁目 6 番 4 0 号	くしろ宝寿苑 くしろデイサービス		○		○	○	3
4	(公益社団) 益田市医師会	益田市遠田町 1 9 1 7 番地 2	くにさき苑					○	1
5	(福) 島根県 社会福祉事業 団	益田市かもしま北町 7 番地 3	雪舟園					○	1
6	(福) 益田市 社会福祉協議 会	益田市須子町 3 番 1 号	市社協	美都 匹見	○		○	○	4
7	(福) わかく さ福祉会	益田市上黒谷町 5 2 6 番地 5	共楽苑	○	○		○		3
8	(福) 暁ほほ えみ福祉会	益田市高津町 イ 2 5 5 9 番 1	ひぐらし苑 まとい	○	○		○	○	4
9	(福) 西益田 福祉会	益田市神田町 イ 1 9 7 番地 2	清流苑	○	○	○	○		4
10	(福) 益田東 部福祉会	益田市大草町 1 0 8 8 番地 1 0	ひれふり苑	○	○		○		3

	法人名	法人住所	施設名	地域支援事業			高齢者支援事業		総計
				配食	認知症 緊急訪問	はつらつ介護 ふれあい支援	通所 託老	入所 託老	
11	(福) 鎌手福祉会	益田市西平原町 6 7 1 番地 1	からおと苑	○	○		○		3
12	(福) 西中国キリスト教 社会事業団	広島市廿日市市原 3 6 2 番地 2	湖水園		○		○		2
13	(福) 七尾福祉会	益田市昭和町 1 1 番 2 0 号	七尾苑		○		○		2
14	NPO法人陽だまり	益田市高津四丁目 1 番 9 号	陽だまり		○		○		2
15	(株) ひょうま	益田市高津七丁目 1 1 番 1 4 号	しずかさんの家 ・ 中吉田		○		○		2
16	(社団) 水澄み会	浜田市三隅町河内 4 5 1 番地 1	もやいの家うのはな		○		○		2
17	医療法人 金島胃腸 科外科	益田市高津 1 丁目 9 番 4 号	デイサービスたかつ ショートステイたかつ		○				1
18	医療法人 永瀬脳外 科内科	益田市土井 2 番 2 7 号	すみよし まほろば		○		○		2
19	またか鍼灸整骨院有 限会社	益田市須子町 1 5 番 1 6 号	デイサービス どんちっち		○		○		2
20	益田市訪問看護・介護 ステーション 株式会社さくらんぼ	益田市駅前町 3 番 1 9 号	ヘルプーステーション さくらんぼ		○				1

	法人名	法人住所	施設名	地域支援事業			高齢者支援事業		総計
				配食	認知症 緊急訪問	はつらつ介護 ふれあい支援	通所 託老	入所 託老	
21	ケアポートいわみ 株式会社	益田市駅前町 7 番 1 号	ヘルパーステーションいわみ		○				1
22	ワンズクリエイト 株式会社	益田市乙吉町 イ 3 3 6 番地 1 5	デイサービスなごみ		○				1
23	(株) 益田クッキング フーズ	益田市安富町 1 1 0 5 番地		○					1
24	美都町配食サービス支 援会	益田市美都町宇津川 ロ 6 8 7 番地 6		美都					1
25	NPO法人益田 自立支援センター	益田市戸田町 イ 1 7 0 番地 1	えびす		○				1
26	株式会社 サンフラワーズ	浜田市港町 2 9 4 番地 3 2	茶話本舗花のある 家中吉田邸			○			1

注1) 6：(福) 益田市社会福祉協議会の配食サービスは対象地域を美都・匹見地域に限定しています。

注2) 26：美都町配食サービス支援会の配食サービスは美都地域に限定しています。

令和7年度 受託意向について

返信用FAX用紙

益田市高齢者福祉課 高齢者福祉係 行

(FAX) 24-0181

〒切 4月4日(金)

委託事業辞退または事業内容の変更について

法人名 _____

住所 _____

施設名 _____

令和7年度 地域支援事業および高齢者支援事業について、以下のとおりです。

	どの事業も受託しない
	変更を希望する 変更内容 [記入例) ○○を追加、○○は実施しない等]

委託事業について、実施されない場合
または内容を変更される場合は、
⇒左記「確認表」を提出してください。
(期限 4/4 (金))

※受託事業は、P4～6の事業者別一覧表参照

益田市役所高齢者福祉課
高齢者福祉係

(Email:koreifukushi@city.masuda.lg.jp)

〒698-8650

島根県益田市常盤町1番1号

TEL : (0856) 31-0235

FAX : (0856) 24-0181

【1】事業内容

概要	令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の円滑な避難支援実施のため個別避難計画の作成に取り組む。 益田市では令和5年度より計画作成を開始した。
計画作成対象者	次の(1)～(5)に該当する方（益田市地域防災計画の「避難行動要支援者」） (1) ねたきり、認知症等要介護認定3～5を受けているもの (2) 身体障害者手帳1級～2級を所持する者 (3) 知的障がい者でA判定の療育手帳を所持する者 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 (5) 自主申請者 ※自宅にお住まいの方が対象です。施設入所(サ高住,有料老人ホーム等)や長期入院の方は除きます。
作成方法	居宅介護支援事業所、(看護)小規模多機能居宅介護支援事業所に作成を委託し実施予定。

【2】計画作成の流れ

①対象者の 確認・選定	計画作成対象者（要介護3～5の認定を受けられた方）を選定します。 ※市から随時対象者の通知は行いませんので、各事業所様でご確認をお願いします。
②本人または 家族へ作成の 同意確認	個別避難計画の作成は、本人または家族の同意が必要になります。 本人説明用チラシを活用し、個別避難計画の趣旨や必要性について説明したうえ、 個別避難計画作成の同意確認を行ってください。 ○同意が得られた場合…作成に進む ○同意が得られなかった場合…作成はせず、今後必要時に作成する
③作成開始	益田市作成の手引きを参考に、市指定の個別避難計画様式にて計画を作成をします。 ハザード状況や避難方法等は本人や家族と確認しながら作成を進めてください。 災害発生時、必要に応じて関係機関等へ計画の内容を情報提供する場合があります。 情報提供に同意する場合は、計画裏面の同意欄に本人または家族に署名をお願いします。
④計画の共有	作成した計画は、副本を作成し本人や家族、避難支援者等と共有をしておきます。
⑤計画の 提出・請求	計画作成後、原本と完了届、請求書を高齢者福祉課へ提出してください。 請求のあった口座へ、市から委託料をお支払いします。 （提出していただいた計画は、益田市において厳重に管理します。）

【3】各事業所への委託について

委託料	新規作成1件 7,000円（税込）
委託先	居宅介護支援事業所 (看護)小規模多機能居宅介護支援事業所
契約について	委託期間は令和7年4月1日～令和8年3月31日です。 令和7年度の委託契約について意向調査を実施予定です。（別途） 現在、事業を受託していただいている事業所様も回答をお願いいたします。

益田市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係
〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号
TEL : (0856) 31-0235 FAX : (0856) 24-0181